

新潟県中小企業団体中央会

# ちゅうおうかい通信

令和2年12月21日発行 第277号

## INDEX

1. 令和2年12月16日からの大雪による災害に関する特別相談窓口の設置について
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

## 経済産業省からのお知らせ

### 1. 令和2年12月16日からの大雪による災害に関する特別相談窓口の設置について

令和2年12月16日からの大雪による災害に関して、新潟県の1市1町(南魚沼市、南魚沼郡湯沢町)に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策のため、「令和2年12月16日からの大雪による災害に関する特別相談窓口」が設置されました。

#### 【1. 特別相談窓口】

新潟県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構関東本部及び関東経済産業局に12月17日(木曜日)より、特別相談窓口を設置しました。

#### 【2. 災害復旧貸付の実施】

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、新潟県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

#### 【3. セーフティネット保証4号の適用】

新潟県内の災害救助法が適用された各市町において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始します。

#### 【4. 既往債務の返済条件緩和等の対応】

新潟県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

#### 【5. 小規模企業共済災害時貸付の適用】

災害救助法が適用された新潟県内の各市町において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

#### 【関連資料】

経済産業省HP：<https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201217002/20201217002.html>】

## 2. 新型コロナウイルス感染拡大防止について

新潟県では、令和2年12月17日より下記警報が発令されています。感染拡大の状況を踏まえ、下記事項について、県民一人ひとりが感染拡大防止に一層努めましょう。

### 警報発令に伴うお願い ①

呼びかけ期間：令和2年12月17日～令和3年1月6日

呼びかけ期間中は次の3点を守ってください  
(高齢者への感染につながらないよう特に注意)

- [1] **感染拡大が見られる他都道府県との往来**(出張、帰省等)は、**改めて必要性を判断し、不要・不急の場合は控える**
- ・ やむを得ず県外へ行く場合は、飲み会や接待を伴う飲食は極力控える
  - ・ 帰省したときは、家の中でもマスクをする
  - ・ 混雑する時期を避ける
- [2] **年末年始期間中(12/29～1/3)の、普段顔を合わせない人**(遠方の親戚含む)との**飲み会・食事会**は、**極力控える**(単に会うだけは可)

### 警報発令に伴うお願い ②

[3] 次のイベントを実施する場合は**感染防止対策を徹底**

○ **忘年会、新年会、初詣**

- ① 体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ② オンライン会合を検討する
- ③ 人数を絞る／なるべく普段から一緒にいる人と
- ④ 短時間で行う(二次会を行わない)
- ⑤ 距離をとる(斜め向かいに座る等、配置を工夫)
- ⑥ マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底
- ⑦ 初詣は分散して行う(混雑する時間を避ける)

呼びかけ期間中は特に慎重な行動をとり、  
明るい新年を迎えましょう